

平成 28 年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 保育士修学資金の貸付申請者募集要項

平成 28 年 8 月
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育士確保を図るため、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）の在籍者を対象に修学資金を貸し付ける制度です。

平成 28 年度の保育士修学資金の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

- 1 募集期間 平成 28 年 8 月 15 日（月）～9 月 30 日（金）
※上記募集期間は養成施設から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への申請書等の提出期間です。
※申請書は、在籍する各養成施設を通して申請してください。
※養成施設によって受付の窓口、期間等が異なりますので、必ずご確認ください。
- 2 貸付対象者
保育士養成施設に在学（平成 28 年度入学又は平成 28 年 4 月 1 日現在在学中）する方で卒業後 1 年以内に保育士登録し、茨城県内の保育所等で保育業務に従事する意思を持ち、学業成績が優秀でかつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる次のいずれかに該当する方。
（1）茨城県に住民登録している方
（2）茨城県内の指定保育士養成施設に在籍する方
- 3 貸付金額【無利子】、貸付期間【原則 2 年間】
修学資金 月額 5 万円以内
入学準備金 20 万円以内（初回の貸付時）
就職準備金 20 万円以内（最終回の貸付時）
* 生活費加算制度あり
* 正規の就学期間が 2 年を超える養成施設に在学している場合は、2 年分の修学資金に相当する範囲であれば正規の就学期間を貸付期間とすることができます。

4 申請方法

- (1) 修学資金の貸付けを申請しようとする方は、各自の状況に応じて【表1】「申請に必要な書類」1から5に掲げた必要な書類を揃えて養成施設へ提出してください。
- (2) 養成施設において、申請者に係る【表1】6の「推薦書」(第4号様式)及び7の「直近の学業成績証明書」を作成し、申請者から提出された(1)の書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。

【表1】申請に必要な書類

	番号	提出書類	様式等	留意事項等
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書	第1号様式	・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書を(3ヶ月以内に発行されたもの)添付 ※連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の要件は次のとおりです。) - ア 独立の生計を営む成年 - イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること。
	2	住民票	—	・世帯全員の住民票(3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの) ※マイナンバー及び本籍地の記載は不要です。
	3	課税証明書等	—	・平成28年度市町村県民税課税証明書(3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況、扶養親族の数、各種控除が明示された個人用のもの。住民票に記載のある18歳以上の者全員分を提出してください。)
	4	離職して2年以内であることを証明する書類(離職証明書等)	—	・中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内の方)が対象
	5	生活保護受給証明書等	—	・生活費加算制度利用については居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書。(生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。) ※その他個別の状況に応じ、必要となる書類があります。
養成施設が作成	6	推薦書	第4号様式	・養成施設において作成してください。
	7	直近の学業成績証明書	在学する養成施設等の学業成績証明書	・養成施設において作成してください。 ・在学中の養成施設での成績証明書がない場合は直近に卒業した学校等の成績証明書。

5 貸付けの決定

- ・提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、修学資金貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・貸付決定となった方には、修学資金借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、定められた期間に県社協へ提出してください。

6 貸付金の交付

ご自身の印鑑登録証明書を添付した修学資金借用証書、振込口座申込書等を提出後に貸付金が交付されます。平成 28 年度は、初回交付のときに 4 月から 9 月までの修学資金及び平成 28 年度新入生の方に入学準備金を指定された口座に振り込みます。

7 貸付金の返還について

修学資金は、返還免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間（返還猶予された期間があるときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内に、月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還してください。

※正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、年 5.0 パーセントの延滞利子が発生します。

8 返還の免除等

養成施設を卒業後、1 年以内に保育士登録し、県内の保育所等において保育士としての仕事に就いた場合で、引き続き 5 年（県内の過疎地域において業務に従事した場合または中高年離職者（養成校入学時 45 歳以上で離職して 2 年以内の者）が業務に従事した場合においては 3 年）間業務に従事したとき修学資金の返還債務が免除されます。

＜県内過疎地域＞

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、城里町のうち旧七会村にあたる地域

9 お問い合わせ先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

（所在地）

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）

029-350-8366（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）